

2002年4月19日

中教審「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について」中間報告についての談話

日本高等学校教職員組合教文部長 工藤毅

中央教育審議会は、18日「青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策について」（中間報告）をだしました。この報告は、その出自からも明らかなおり、自主的なボランティアを援助するための方策を埒外に置き、国家へのしかも強制的な奉仕活動の推進方策を具体化し、国民の意識改革を誘導するものになっています。

その沿革をたどると、「教育改革国民会議」報告－「教育を変える17の提案」（2000年12月22日）では、「奉仕活動を全員がおこなうようにする」ことを提言し、その根拠を「今までの教育は要求することに主力を置いたものであった。しかしこれからは、与えられ、与えることの双方が、個人と社会の中で温かい潮流をつくることが望まれる。」として、小中学校では2週間、高校では1ヵ月間、共同生活などによる奉仕活動を行うことなどを例示しました。これを受けて文部科学省は、学校教育法第18条を改定し、2項に「社会奉仕活動の充実につとめる」という文言を加えました。さらに「21世紀新生プラン」（2001年1月25日）に基づき、奉仕活動のとりまとめを2002年中に行うことを中教審に諮問し、今回の報告に至っています。

この間奉仕活動にかかわって町村文科相（当時）は、「奉仕であれ何であれ、強制しない教育なんてあるのだろうか・・・、全員やってもらうことにためらうことはない」（朝日2000年12月8日）『『個』を尊重する一方で、『公』を軽視する傾向がある…。平等の行き過ぎ。』（インタビュー（毎日教育メール2001年2月2日）と語っています。ここに中教審に諮問された意図が隠されています。報告では、「国家への奉仕」という性格を隠して「新たな『公共』による社会」への奉仕という欺瞞的な表現を用いて国民の反発を避け、国民すべてに「奉仕活動を全員がおこなうようにする」仕掛けを考えるものになっています。

報告は、学校教育法等の改定に基づく方策として、「総合的学習の時間」の活用や高校教育では、「自主的なボランティア活動等」の単位認定、大学入試や就職という進路選択の際にボランティア活動実績の評価を求めています。このような性格を持つ奉仕活動は、いま全国各地ですすめられているボランティア活動を歪めるものと言わなければなりません。高校入試選抜の調査書にボランティア活動を位置づけたことが、子どもたちの心をどれだけ傷つけたか、改めて想起されなければなりません。

さらに、この報告は、いま国会に上程されている有事立法による国民総動員体制の基盤づくりなりかねないものであり、中教審で審議されている教育基本法「見直し」にも連動するものです。教育基本法「見直し」が、この報告の元になっている「教育改革国民会議」で議論されている最中、「新しい教育基本法を求める要望書」（「求める会」会長：西沢潤一・代表幹事：西尾幹二・三浦朱門など2000年9月18日）は、「国家と地域社会への奉仕」として「国家・社会との関わりを無視して個人生活の充実に専念する人々が増えれば、公・私関係の調整に困難をきたし…。普通教育（小・中・高校）の児童生徒には、国家社会に対する奉仕活動を通じて、共同体に属する自己の存在と使命を発見させること」を文部科学省に要求しています。この内容は、町村元文科相の先の発言とも符合するものです。

日高教は、このような中間報告の危険なねらいを明らかにするとともにボランティア活動の積極的役割についての国民的論議を呼びかけるものです。